

休日・夜間臨時納税窓口の開設について

町では、休日・夜間臨時納税窓口を下記の日程で開設します。

普段お仕事などの都合で納税ができない方、納税などに関するご相談がありましたら、この機会を是非ご利用ください。

①休日臨時納税窓口

〔日時〕12月13日（土）、21日（日）の2日間 午前9時～午後5時まで

②夜間臨時納税窓口

〔日時〕12月18日（木）、23日（火）の2日間 午後5時15分～午後8時まで

※問い合わせは、住民課 ☎83-2190

国民健康保険被保険者のみなさんへ医療費等通知書をお送りします

国民健康保険被保険者のみなさんに、ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数などの受診内容に誤りがないかをご確認していただくために、「医療費等通知書」を12月中にお送りします。

この医療費等通知書は、主に令和6年11月から令和7年6月の間に医療機関で受診されたものになります。確定申告（医療費控除）の際に添付することで、令和7年1月から6月までの診療などについては、「医療費控除の明細書」への記載を省略することができます。

ただし、令和7年7月から12月までの診療などについてはお持ちの領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付していただく必要があります。

※問い合わせは、住民課 ☎83-2190

年金のお知らせ

◇日本年金機構を装った不審なメールなどにご注意ください

日本年金機構を装った不審なメールや偽サイトなどが確認されています。これらを発端に個人情報や金銭を詐取される場合がありますのでご注意ください。

- ・メールで口座番号をお尋ねすることはありません。
- ・不審なメールはメールに記載のリンク先をクリックしないようにしてください。

◇「公的年金等の源泉徴収票」について

日本年金機構では、老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員に、「公的年金等の源泉徴収票」を毎年1月中旬に順次送付しています。この書類は、税務署へ確定申告する際に必要となります。

なお、障害年金と遺族年金は非課税のため、源泉徴収票はありません。

※「公的年金などの源泉徴収票」に関する問い合わせは、「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05-1165

治助イモ生産者募集！

町では、古くから脈々と栽培されてきた治助イモの普及振興を図り、ブランド化を推進していくため、治助イモの商標登録を行い多くの生産者にご協力いただき、種芋の増産を図っています。

10kgを限度に種イモを貸し出し、収穫の際は貸し出した量の2倍の種を返却していただきます。余剰分に関しては、消費していただくか、1kg400円で買い取りをします。また、返却分の半分につきましても買取の対象となります。更なる治助イモの生産拡大により地域振興およびブランド化の推進を図るため、治助イモの生産にご協力をお願いします。

※問い合わせは、観光産業課 ☎83-2295